

【別添】

令和7年度とっとり花回廊エントランス改修業務仕様書

1 業務名称

令和7年度とっとり花回廊エントランス改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取県立とっとり花回廊（西伯郡南部町鶴田110）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務概要

とっとり花回廊のエントランス等について、経年による外壁劣化や照明器具の不具合が発生し、観光施設の入園口としての美観を損ねており、再塗装及び器具等の改修を行うもの。

5 業務内容

（1）整備対象

（図1）配置図を参照。

整備対象	数量	単位	主な内容
A 西館外壁・軒天塗装 140 m ²	1	式	1 外壁高圧洗浄 2 シーラー塗布、水性セラミシリコン2回塗り仕上げ
B 照明器具の更新 既存品 T4416B×10	1	式	1 既存品撤去 2 新規照明器具取付、配線 3 撤去物 処分
C 照明器具新規取り付け 券売所上、掲示板	1	式	1 新規照明器具取付、配線
D 歓迎看板更新 180×15 cm 4枚 180×36 cm 1枚	1	式	1 既存品表示面清掃（再利用） 2 新規表示取付（記載内容は現行と変更なし）

（2）照明器具の選定においては、既存品と同程度または同程度以上の照度のもの、かつ角度調整ができるものを選定することとし、施設担当者と協議の上で決定すること。

（3）協議打合せ

ア 受注者は、施設担当者と、業務着手時1回、成果物納入時1回の計2回協議を実施するものとし、別途協議等の必要がある場合は、その都度協議するものとする。

イ 受注者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合又は受注者の出席が必要な場合は、誠意をもってこれに当たるものとする。

（4）必要書類の提出

ア 受注者は、契約締結後速やかに、全体工程表、緊急時の連絡網等の必要な書類を提出すること。

イ 発注者との協議打合せにおいて、その内容を記した記録簿を2部作成・提出し、双方が各1部保管すること。

（5）現地の立ち入り

受注者は、業務の実施に際し、現地に立ち入る場合は、事前に発注者及び施設担当職員に連絡するものとする。

6 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から5日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに検査を受けること。また、同時に施工写真（施工前後の状況が分かるもの）を1部提出すること。

7 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

（完成図書）

・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

8 業務実施に当たっての留意事項

（1）施工に必要な資格

受注者は、看板等広告物に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

（2）諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

（3）作業日の指定

作業詳細の日程は施設担当職員と調整を行って決定すること。

（4）機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

（5）既設品の処分等

整備の対象となる既設材及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

（6）既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

（7）不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

（1）業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を図ること。

（2）やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

（3）成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

（4）施設の営業に支障を来さないよう留意し、来園者、施設職員の動線確保をおこない、規制が必要な場合には、事前に施設担当職員と調整を図ること。

（5）本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。